

平成 29 年 10 月 31 日 (火)

保護者の皆様

説明会「平成 30 年度以降の立田幼稚園の運営及び平成 30 年度園児募集について」
資料の配付について

10 月 23 日と 27 日に実施しました標記説明会を欠席された方に、資料「子ども子育て支援新制度の概要と平成 30 年度以降の立田幼稚園の運営について」と別紙をお渡しします。資料だけでは分かりにくいこともあると思います。ご不明な点は、どうぞお尋ねください。

【説明会のポイント】

- ①平成 30 年度 4 月から、立田幼稚園は「子ども子育て支援新制度」の「施設型給付」の「幼稚園」になります。教育の内容は何ら変わりませんが、保育料等のしくみが変わります。尚、指導監督や財政支援は市町村となります。

→資料 P4、5、別紙3参照

※「認定こども園」ではありません。

- ②平成 30 年度 4 月以降に立田幼稚園に通って頂く方には、お住まいの市町村宛での「支給認定申請書 兼 保育施設等利用申込書」を園に提出して頂いて、「1 号認定」を受けて頂く必要があります。

※新制度に変わる最初の年ですので、現在の在園児の方にも全て提出をして頂かなければなりません。

→資料 P4、6参照

- ③申請書には、マイナンバー（熊本市の場合は子どもと父母、合志市・菊陽町の方は、世帯全員）の記入が必要となります。提出の際にはマイナンバーが確認できる書類をご準備の上、園にご持参頂くこととなります。（全員分のマイナンバー通知書、全員分のマイナンバーカード、家族全員が記載されているマイナンバー記載の住民票など）

- ④申請書の提出の詳細については 11 月 6 日に改めて「施設型給付支給認定申請書の作成にあたって」でお知らせしますので、期限までに園まで持参して提出して下さい。本人確認、マイナンバー確認のため提出は原則持参となります。

⑤1号認定を受けることで、お子様の保育料が決まってきます。

保育料のうち「利用者負担額」は、保護者の所得や第何子であるか等によって、一人ひとり異なります。（これまでの「就園奨励費」に相当する金額をはじめから差し引いた金額だとお考え下さい。）

この「利用者負担額」に給食費やスクールバス利用料を合わせた額を「保育料」として園にお支払い頂きます。

→資料 P9、10、別紙1参照

⑥「利用者負担額」が従来の保育料より高くなる方については、その差額に対する補助を行う予定です。

→資料 P11参照

⑦「1号認定」を受けることができるのは、満3歳になってからです。2歳の間は従来と同じように、園が定めた保育料を納めて頂きます。

→資料 P14 参照

⑧預かり保育（2歳児への対応、早朝預かり保育）の充実を図ります。

→資料 P14、15 参照

⑨自園調理の給食を始めます。

→資料 P16 参照

⑩平成30年度の新入園児から、当面入園料・入園手数料の徴収は行いません。

→資料 P17参照